

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成28年6月28日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を5級と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の等級に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件障害はより上位の等級に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

3級の手帳を所持している知合いの人は、足を少し引きずりはするものの、自転車で通勤し、車の運転手として働いている。請

求人は、仕事をしたくてもできない体であり、もちろん自転車に乗ることもできない。

また、請求人は、脊髄梗塞という病気であり、両足がしびれ、足のつま先はしびれが強く、痛く、杖なしでは歩けない。スリッパ、ズボンなどは立ったままでは履けない。眠りにつくにも、左右に寝返り、あおむけになったり、うつぶせになったり、くるくる回りながら30分ほどかかる。

このように毎日苦しい生活を送っているにもかかわらず、5級と認定されたことに納得がいかないので、もう一度検討してほしい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年11月17日	諮問
平成29年 1月17日	審議（第5回第2部会）
平成29年 2月10日	審議（第6回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地

の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、飽くまで参考意見にすぎないものであり、最終的には処分庁が診断書の記載全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点がなければ、手帳の交付処分に取消・変更理由があるとする事はできないものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表解説によれば、「下肢と体幹の障害が重複している場合、総合等級の判定に当たっては、原則として各々の指数を合算せず、歩行能力、起立位や座位の保持能力の程度を踏まえて、下肢又は体幹のいずれか一方の障害として認定することとする。」とされ（別紙2・第3・3・(1)・ケ）、「体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動以外に体位の保持も重要である。」とされている（別紙2・第3・2・(3)）。

本件診断書によれば、請求人は、「脊髄梗塞（疾病）」を原因とする「両下肢機能障害」（別紙1・Ⅰ・①及び②）とされてはいるものの、「筋力テスト（MMT）」（別紙1・Ⅲ）では、下肢の筋力は「5⁻～5」とされ、ほぼ正常であり、「関節可動域（ROM）」（別紙1・Ⅲ）については記載がないことから、正常と判断され、一方で、「動作・活動」の所見（別紙1・Ⅱ・二）のうち、座位保持に関する項目のうち、「座る（背もたれ） 足を投げ出して」及び「座る（背もたれ） 正座、あぐら、横座り」はともに「×」（全介助又は不能）とされており、主に体幹部の支持性を要する座位が保たれていないことが認められること、「参考となる経過・現症」（別紙1・Ⅰ・④）では、「脊椎MRIで胸椎11、12レベルの髄内病変

を認めた」、「臍より下のレベルで全感覚低下」との記載があることからすれば、本件障害は、両下肢機能障害ではなく、体幹機能障害として認定することが妥当であると判断される。

- (2) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害が該当する可能性がある体幹機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
	体 幹 機 能 障 害
1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
5 級	体幹の機能の著しい障害

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

- (3) 以上を前提に、以下、請求人の体幹機能障害（本件障害）の程度について検討する。

本件診断書の記載を基に、体幹機能障害についてみると、「歩行能力（補装具なしで）」（別紙1・Ⅱ・三・(1)）は「100m以上歩行不能」であることが認められ、この点に限っては、体幹機能障害3級（体幹の機能障害により歩行が困難なもの）に相当する要素もあるともいえる（別紙2・第3・2・(3)・エ）。

しかし、等級表解説では、「この解説においてあげた具体例

の数値は、機能障害の一面を表わしたものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない。」とされているところ（別紙２・第３・１・(4)）、
「動作・活動」の所見（別紙１・Ⅱ・二）のうち、「家の中の移動（壁）」、「二階まで階段を上って下りる（手すり）」、「屋外を移動する（つえ）」及び「公共の乗物を利用する」が「○」（自立）とされていることから、請求人の目的動作能力は、ある程度保たれていることが認められる。

そうすると、請求人の体幹機能障害（本件障害）は、等級表解説に照らして総合的に判断すると、「体幹の機能障害により歩行が困難なもの（３級）」に至っていると認めることは困難であり、「体幹の機能の著しい障害（５級）」として、障害等級５級と判断するのが相当であると認められる（別紙２・第３・１・(4)及び同・２・(3)）。

- (4) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「脊髄梗塞による 体幹機能障害（５級）」として「障害等級５級」と判断すべきであり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

- 3 (1) 請求人は、上記（第３）のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

しかし、前述（１）のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、「脊髄梗塞による 体幹機能障害（５級）」として「障害等級５級」と認定することが相当であることは上記（２）記載のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2 (略)